

委員会提出議案第 2 号

三田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 2 月 1 9 日提出

議会運営委員会委員長 美 藤 和 広

## 三田市条例第 号

### 三田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 三田市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第4条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第7条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費に係る」を「別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る」に改め、「、領収書等の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添えて」を削り、同条第2項中「及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）」を削り、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「当該会派の代表者が」を削り、「4月15日」を「4月30日」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「解散のとき」を「解散の日」に、「第1項の収支報告書を作成し、証拠書類を添えて、当該会派の代表者であった者が議長に」を「収支報告書を」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出し中「収支報告書等」を「収支報告書」に改め、同条第1項中「第7条第2項及び第3項」を「第7条第1項」に、「収支報告書等」を「収支報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「収支報告書等」を「収支報告書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 議長は、前項の規定に基づき、政務活動の収支状況について三田市情報公開条例の定めるところにより積極的にその情報を公開するものとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請・陳情活動を行うために必要な経費
広報広聴費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費並びに会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
備品費	会派の行う調査研究活動のために必要な備品の購入及び管理に要する経費
通信運搬費	会派の行う調査研究活動のために必要な通信運搬に要する

	経費
--	----

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

三田市議会議長

様

会派名

経理責任者名

印

年度政務活動費収支報告について

三田市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

# 年度政務活動費収支報告書

会派名

## 1 収入

政務活動費 円

## 2 支出（単位：円）

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
要請・陳情活動費		
広報広聴費		
備品費		
通信運搬費		

## 3 残額

円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 付 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の三田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の三田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費(第 7 条第 2 項の改正規定(「 4 月 1 5 日」を「 4 月 3 0 日」に改める部分に限る。)を除く。)については、なお従前の例による。